

労働基準広報 2018 No.1967 6/11

CONTENTS

特集 労働者の健康情報の取扱いのポイント ————— 6

労働者の健康情報を必要な範囲内で 正確・最新に保つなどの措置を

厚生労働省は4月23日、「労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの在り方に関する検討会」（座長・山口直人公益財団法人労災保険情報センター理事長）の第1回の会合を行った。同検討会では、雇用管理において労働者の不利益な取扱いにつながる不安なく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な情報を取得して労働者の健康確保措置を全に行えるようにするため、労働者の健康情報の適切な取扱いが必要とし、健康情報の事業場内での取扱いのルールの明確化、適正化について検討していく予定としている。現状の労働者の健康情報の取扱いに関しては、個人情報保護に関する法律、労働安全衛生法等の法令に基づくほか、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報の取扱いに当たっての留意事項」（平成29年5月29日付け個情第752号、基発0529第3号）等によって示されている。今回は、現状の労働者の健康情報の取扱いのポイントをみていく。

（編集部）

●相談です！ 弁護士さん ————— 12

相談06「若手のため成果主義的の制度にしたい」
～賃金体系の変更と就業規則の不利益変更の問題～
**「従業員の納得感があるか」との
観点から合理性と手続きの検討を**

労働条件の不利益変更は原則的に同意が必要であり、例外として就業規則の不利益変更制度が法定されているが、賃金のような重要な労働条件の変更には高度の必要性に基づく合理性が必要だ。

（執筆／北海学園大学法学部教授・弁護士・浅野高宏）
（監修／北海道大学名誉教授・道幸哲也）

●労働判例解説／札幌交通事件 ————— 28

タクシー乗務員の勤務成績不良による雇止め
**雇止めを有効とするも労働契約法19条
2号の適用を一審と二審で異にする判断**

（平成29年9月14日・札幌高裁判決）
（弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕）

●NEWS ————— 1

（厚労省・30年度行政事業レビュー公開プロセス）予算執行率低調な助成金など9事業が対象／（29年・労働災害動向調査結果）前年と比べて強度率では低下するも度数率は上昇／（29年度の労働保険の適用状況）新規成立事業場は労災保険、雇用保険とも増加／ほか

●解釈例規物語^⑩ ————— 18

第38条関係
副業・兼業の場合の労働時間の通算
（中川恒彦）

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル^⑪（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●労務資料 平成29年度 能力開発基本調査結果^① ～企業調査、事業所調査～ ●わたしの監督雑感 新潟・新発田労働基準監督署長 佐藤久夫 — 54 ●労務相談室 だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します（39ページ）

労務相談室

回答者

社会保険	〔毎年4月～6月が繁忙期で報酬額が高い〕 定時決定での対応は	————— 48	特定社労士・三戸礼子
育児介法	〔子の看護休暇を時間単位で付与する〕 労使協定の締結必要か	————— 50	弁護士・山口毅
就業規則等	〔無期転換した者の定年年齢〕 フル勤務70歳・短時間65歳は	————— 52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内